



しずくちゃん  
水源環境保全・再生  
イメージキャラクター

平成30年7月31日



# 県央地域水源林 ニュースレター

発行元：神奈川県県央地域県政総合センター

第02号

## しずく先生の教えて水源林整備！（水源協定林の整備～間伐編～）

今回は、1面です！森林整備の作業の一つ「間伐」についてお話しします。

### そもそも「間伐」って何？

人工林をつくる時には、約3000本/ha(約1.8m間隔)で苗を植えます。この木々が成長すると、林の中が込み合い、お互いの成長を阻害してしまいます。

このような込み合った森林の一部を抜きさる作業を「間伐」といい、1本1本の樹木が適度な間隔を保ち健全に成長することができるようにします。水源林事業でもこの間伐に取り組んでいます。



ざっくりいうと「間引き」ね！



間伐作業の様子(相模原市緑区吉野)

### 最初から少なく植えたらだめ？

もともと、人工林は木材をとる(林業で収入を得る)ためにつくられた森林です。今成立している人工林で、最初に苗がたくさん植えられた理由は次のとおりです。

- 1.すべて生き残るとは限らない → 気象害や病虫獣害のリスクをへらす。
- 2.商品価値の高い木材を生産する → 個体間競争をさせ優良な木材をつくる。

### 「間伐」された木の行方は？

間伐された木の行方は次の二つです。

- ・間伐した場所で等高線にそって固定し、土壌流出防止等のために利用する。(伐捨て間伐)
- ・木材として市場に流通させる。(利用間伐)

利用間伐は、現場が道に近いかなど、搬出できる条件か検討する必要があります。

近年では、森林資源が充実し、意欲のある林業事業者が利用間伐を行い、間伐材を売って得た収益の一部を森林所有者に還元(次の間伐の費用となる)する事例が増えています。

間伐材が利用されることは、持続的な森林整備を推進するうえで重要な取り組みです。



間伐材搬出の様子(相模原市緑区与瀬)

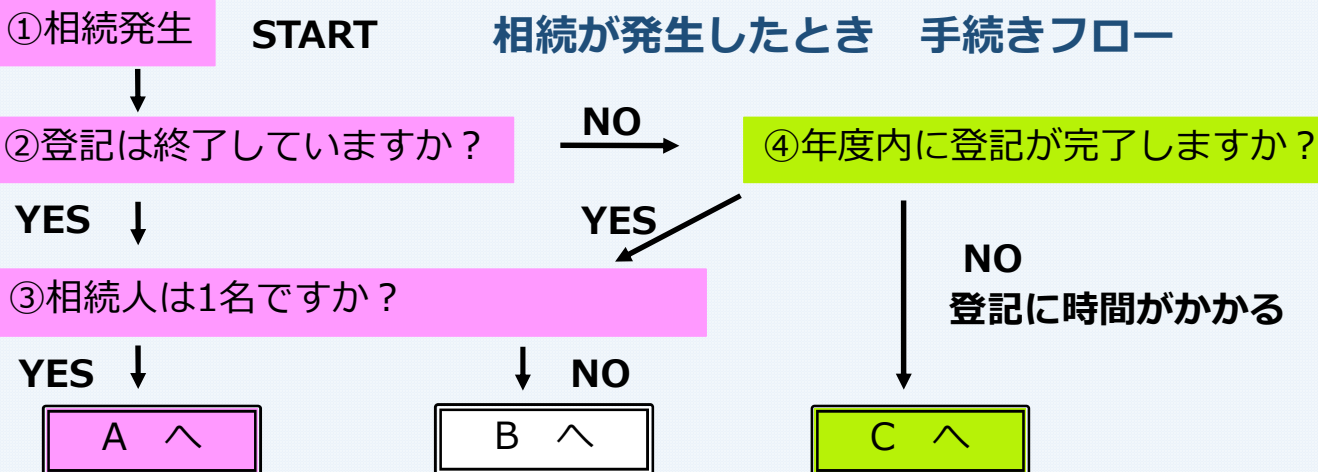
## こんなときどうする？Q&A～相続が発生した場合～

「何かあったら県に連絡してください。」というけれど、どんな手続きか分かりにくい！という声にお応えしてQ&Aで説明します。



Q:水源協定林を相続したら  
どんな手続きが必要？

A:まずは県にご連絡ください。  
次の場合に分けてご案内します！



A

変更様式を送付します。必要事項を記入の上、返信をお願いします。

B

相続人代表者を1名選出ください。  
代表者に変更様式と委任状を送付します。代表者は他の相続人の委任状を添えて変更様式に必要事項を記入し返信ください。

C

登記に時間がかかる場合は、個別具体にご案内しますので  
県にご連絡をお願いします。



次の場合もご連絡をおねがいします！

- 住所・振込先・代表者変更などは変更の手続きが必要です。
- 契約地の譲渡、権利設定、などは県の事前同意が必要です。

### お問合せ先

〒252-0157 相模原市緑区中野937-2 電話：042-784-1111 FAX：042-784-6599  
神奈川県県央地域県政総合センター 水源の森林部  
新規契約の相談、契約内容の変更：水源の森林推進課 内線：272～277  
整備の内容等について：水源の森林整備課 内線：282～286